

保育ねっと(学童・児童館版)利用規約

1. サービスの提供

株式会社ウェアポート(以下、「当社」といいます)は、第3条に定める契約者に対して、学童保育等の事業運営支援を行う『保育ねっと(学童・児童館版)』(以下、総称してサービスといいます)を、本約款に定める条件で提供するものとします。

2. 契約の単位

本サービスの契約は、施設毎に行われます。

3. 契約者と発信者と受信者

(ア) 契約者とは、本約款を承諾の上、当社または当社所定の代理店が定める手続きに従いサービスの利用を申し込み、当社が承認したサービスの最終利用者をいいます。

(イ) 発信者とは、サービスを利用して施設の業務を遂行する、及び児童家庭に対して情報発信を行う施設の職員をいいます。

(ウ) 受信者とは、主としてサービスを経由して契約者及び発信者からの情報を受け取るものをいいます。

(エ) 契約者及び発信者並びに受信者を総称して、利用者といいます。

(オ) 当社は、契約者、発信者並びに受信者に対しそれぞれ固有の番号(以下、「パスワード」といいます)を発行します。

4. 利用申込みの承認と契約の成立

(ア) 当社は、契約者または当社所定の代理店から本サービスの利用申込みがあったときは必要な手続き・審査を経た後に利用を承認します。

(イ) 当社は、利用申込みをした方が下記の各号に該当する場合は、利用申込みの承認を行わない場合があります。また、承認後であっても承認の取り消しをし、契約を解除する場合があります。

- ① 利用申込者が実在しないことが判明した場合。
- ② 申込みに虚偽、誤記、または記入漏れがあったことが判明した場合。
- ③ 過去に利用料の支払いを怠ったことがあることが判明した場合。
- ④ 過去に本約款などに違反したことにより、サービスの契約が取り消し、または解除されたことが判明した場合。

(ウ) 当社は、申込みを承認した場合、契約者に対して電子メールをもって契約者ID、パスワードを通知します。当該ID・パスワード通知後、契約者は直ちに本サービスを利用することができます。

5. サービス実施開始日

サービス実施開始日は、前項(ウ)のID・パスワードの通知日とします。

6. 契約開始日

契約開始日は、サービス実施開始日の属する月の1日とします。

7. パスワードの管理

(ア) 契約者は、当社が発行したパスワードを自己の責任で適切に管理するものとし、パスワードを第三者に譲渡、貸与、開示しないものとします。

(イ) 利用者によるパスワード使用の過誤や、第三者によるパスワードの不正利用より、利用者が損害を被っても当社はその責任を一切負わないものとします。

8. 本約款の変更

当社は、契約者の事前の承諾を得ることなく本約款を変更できるものとします。この場合は、当社所定の方法により契約者に通知し、変更以降は当該変更後の約款がサービスに適用されるものとします。

9. 利用料

(ア) サービス利用料(以下「利用料」といいます)は、当社または当社所定の代理店等が別途定めるものとします。

10. 利用料の改定

当社は、利用料の改定を行うことができるものとします。この場合、当社は自らまたは当社所定の代理店等を通じて契約者に3ヶ月以上前までに改定の通知を行うものとします。

11. サービスの一時停止

(ア) 当社は、ホストシステムのメンテナンスなどの理由により、サービスを一時停止することができます。この場合事前に契約者にその旨を連絡します。なお、緊急の場合予告を省略できるものとします。

(イ) 当社の原因によらないでサービスを提供することができなくなった場合には、その状態が終了するまで、当社はサービスを停止します。この場合、当社はサービス提供について、その義務を一切免れるものとします。また、サービス停止期間中においても、契約者は契約料金を支払うものとします。ただし、サービス停止期間が連続して月の四分の一を超えるときはその月の利用料の支

払いを減免することがあります。

12. 損害の免責

当社は、サービスの利用により発生した契約者の損害については、一切賠償の責は負わないものとします。利用者がサービスを利用することにより、第三者に対して損害を与えた場合、利用者は自己の責任により解決するものとします。

13. 変更の届け出

契約者は、当社への届け出内容に変更が生じたときは、当社所定の手続きに従い当社（当社所定の代理店経由で契約している場合には当該代理店）に対して速やかに変更の届出を行います。届出の遅延により発生した不利益、損害について当社は一切の責任を負いません。

14. サービスの終了

(ア) 利用者が以下の各号に該当する場合、当社は何ら催告無しに直ちに利用者によるサービスの利用を停止または終了することができるものとします。

- ① 第4条(イ)に該当する場合
- ② サービスの運用を故意に破壊または妨害した場合、並びにサービスの運営を妨害する行為（情報の改ざん、ウィルス等の入力・送信など）を行った場合、または当社が不適切と判断する行為。
- ③ 本約款の定め違反したとき、その他当社との信頼関係を害する行為があったとき

(イ) 前項の場合、当社は、契約金額相当額を解約金として請求できるものとします。但し、当社が解約金を超える損害を蒙ったときは損害の全額を請求できることとします。

(ウ) 当社は、やむをえない理由が発生したときは、1ヶ月前までに文書をもって通知することにより、サービスを終了することができます。

15. 個人情報の保護

(ア) 当社は、本サービスの提供にあたり知り得た登録情報を始めとする個人情報について、当社が別途定める個人情報保護方針に基づき、適正に取り扱います。

(イ) 当社は個人情報を、利用者からの要請（利用申込み）に基づき、以下の目的に限り使用します。

- ① 利用者に対する「児童のサービス利用状況の集計並びに費用の集計」を行うため

② 利用者と受信者（児童家庭）とのメールや掲示板等連絡手段の構築・運用のため。

③ 利用者に対して、利用者職員の勤怠結果の集計等を行うため。

16. 利用者情報の消去

契約終了後、お客様のデータは当社にて遅滞なく消去します。

17. 守秘義務

当社は、利用者の個人情報その他秘密事項を、契約中はもとより契約終了後においても第三者に漏洩しません。利用者もまた、当社の機密情報を前記と同様に第三者に漏洩しないものとします。

18. 権利譲渡の禁止

契約者は、この契約に関する地位、権利、義務の全部または一部を第三者に譲渡し、継承させ、または担保に供することはできないものとします。ただし、当社が事前に了承する場合はこの限りではありません。

19. 協議事項

本約款で定めた事項について疑義が生じた場合、または本約款に定めのない事項については、契約者と当社双方、誠意を持って協議し、解決を図るものとします。

20. 紛争の解決

サービスに関し、契約者と当社間で紛争が発生した場合には、協議により解決を図るものとします。協議が整わないときは、訴訟によることとし、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。